

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会 規約

1. 目的

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（以下「本協議会」という。）は、著作権や商標権などの知的財産権を侵害する物品の流通を防止するため、著作権、商標権等の知的財産権を保有する企業または団体ならびに知的財産権の保護をその目的とする企業または団体（以下「権利者」という。）と、インターネットサービスプロバイダ（古物競りあっせん業を主体的に営む者に限る。以下、単に「プロバイダ」という。）の両者が共同して、対応策を検討・実施することを目的とする。

2. 名称

本協議会の名称は、「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」とする。本協議会の英語表記は「Council for Intellectual Property Protection on Internet」（略称 CIPP）とする。

3. 本協議会への参加

(1) 協議会への参加の資格

本協議会への参加の資格を有するものは会員とオブザーバとする。

(2) 参加資格の種別

① 会員

権利者とプロバイダが会員となることができる。

i) 会員資格の取得

オブザーバとして1年以上本協議会に参加を継続した権利者またはプロバイダのうち、会員資格の取得を希望するものによる幹事への申請に基づき、その時点における協議会の議決権数の4分の3以上の同意を得るものとする。

ii) 義務

会員は、開催される協議会に参加し、協議会において決定された活動に積極的に協力する義務を負う。また、協議の前後に関連する諸業務についても同様とする。

iii) 権利

会員は、協議会での発言権および議決権を有する。また、本協議会において提供された情報を共有することができる

② オブザーバ

権利者、プロバイダ、関係行政機関または本協議会の活動趣旨に賛同するものがオブザーバとなることができる。

i) オブザーバ資格の取得

本協議会への参加を希望するものによる幹事への申請、または参加することが適当と思われるものに関する幹事からの推薦に基づき、その時点における協議会の議決権数の過半数の同意を得て、オブザーバ資格を得るものとする。

ii) 義務

オブザーバは、協議会において決定された活動に協力する義務を負う。

iii) 権利

オブザーバは、議決権は有しない。また、原則として発言権は有しない。ただし、両幹事の一致した同意を得て協議会を傍聴し、両幹事の求めに応じて回答することができる。また、両幹事の一致した同意を得て分科会を傍聴し、両分科会主査の一致した同意を得て回答することができる。

(3) 参加手続き、資格の変更

本協議会に新たに参加を希望するものまたは会員資格を得ようとするものは、幹事への申請を行わなければならない。その申請は書面をもって行うものとする。

(4) 退会手続き

本協議会からの退会を希望する会員は、幹事に申し出ることにより退会することができる。その申し出は書面をもって行うものとする。

(5) 会員等のリコール

本協議会の協議を妨げ、あるいは決定した活動に非協力的であるなど、本協議会の活動に著しい不利益を与える会員は、幹事からの発議により、当該会員を除いた協議会の議決権数の4分の3以上の同意を得て、これを退会させることができる。オブザーバーについても、幹事からの発議により、協議会の議決権数の4分の3以上の同意を得て、これを退会させることができる。

4. 活動

本協議会は本規約「1.目的」に定める内容を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) インターネット上で生じている知的財産権侵害品の流通に関する課題・問題について情報を共有をすること
- (2) 権利者・プロバイダの両者で対応が可能な課題・問題について、その対応策の検討・実施をすること
- (3) 課題・問題の中で、その解決のために法制度の整備等が必要とされる事項については、権利者・プロバイダの両者が協力して、意見書を関係機関に提出するなどその実現に努力すること
- (4) その他、本協議会の目的達成のため必要と思われる事項
- (5) 協議会は4月から翌年3月までを一年度とする。

5. 組織の権能

(1) 協議会

本協議会の意思決定機関として協議会を置く。

① 招集

協議会は、幹事により招集される。

② 定足数

協議会において意思決定を実施する際には、会員の1/4以上が出席していなければ意思決定を実施することはできない。

③ 意思決定方法

協議会における意思決定は、原則、全会一致の同意を得て行う。ただし、この規約において特別の定めがある場合は、この限りではない。また、審議を尽くしても意見が分かれた場合は、議決権数の4分の3以上の同意を得て行う。なお、

協議会における議決権は会員のみが保有するものとし、議決権数は権利者とプロバイダとの間で双方の群の比率が等分になるように比例配分するものとする。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面により、又は幹事を代理人として、議決権を行使することができる。書面又は代理人によって議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

④ アドバイザの参加

協議会には、本協議会の会員の過半数の同意を得て、数名程度の学識経験者・法律実務経験者（以下、「アドバイザ」とする。）を参加させることができる。なお、アドバイザは議決権を有しない。

(2) 分科会

① 設置方法

協議会は、専門的な事項につき協議するため、協議会の下部組織として分科会を設置することができる。

② 分科会の委員

分科会は、協議会の会員により構成される。また、分科会設置の際には、協議会の議決により当該分科会に参加する会員の中から主査を選出する。

③ 分科会の権能

分科会は、協議会から委嘱された事項につき情報収集し、答申をまとめ、協議会に報告書を提出する。

なお、協議会から委嘱された事項について分科会においては意思決定、方針決定を行う必要がある場合、分科会の委員の過半数の賛成による決議を要する。この場合、権利者とプロバイダとの間で、双方の群の比率が等分になるように議決権数を比例配分するものとする。

④ アドバイザの参加

分科会には、設置時には協議会の正会員の過半数の同意を得て、また分科会設置後には必要に応じて、アドバイザを参加させることができる。なお、アドバイザは報告書作成時の議決権を有しない。

6. 幹事

(1) 幹事の設置

本協議会は会務を円滑に行うために幹事を置く。

(2) 幹事の選出

幹事は協議会の会員の権利者1社、プロバイダ1社より互選により選出する。

(3) 幹事の業務

幹事は以下の業務を行うこととする。

- ・ 協議会の招集
- ・ 協議会の議事進行
- ・ 協議会の議事録の作成
- ・ その他協議会の運営に必要と認められる業務

(4) 幹事の任期

幹事の任期は2年とし、再選を妨げない。

(5) 幹事の退任

幹事が退任する際は、他の幹事に申し出る。

(6) 幹事のリコール

幹事が業務を遂行せずあるいは協議会の運営に著しい不利益を与えた場合には、幹事以外の本協議会の会員の全会一致の議決により幹事を退任させることができる。

7. 費用

協議会の会務の費用について、会員は相当分の負担をする。ただし、その金額や支払い方法等の詳細については、別途、協議会で決定する。

8. 委任

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事が定める。

9. 優先

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会設置要綱と本規約が抵触する場合には、本規約を優先する。

10. その他

- (1) 本規約は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。
- (2) 本規約は、必要に応じて、協議会の会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、適宜変更・追加・削除をすることができるものとする。この場合、権利者とプロバイダとの間で、双方の群の比率が等分になるように議決権数を比例配分するものとする。

以上